

# 先端設備等 導入計画で 設備投資！

計画認定で  
各種メリット  
あり！

草津市では、「生産性向上特別措置法」に基づき、先端設備導入促進基本計画が策定されました。

これに基づいた「先端設備等導入計画」を策定、対象期間内に認定を受けた場合、様々な支援を受けることができます。

## 認定を受けることによるメリット

### ①新規取得設備の固定資産税が3年間ゼロ

※対象者、対象設備等に条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。

### ②国の4つの補助金で優先採択

※ものづくり補助金、持続化補助金、サポイン補助金、IT導入補助金

### ③資金調達に係る信用保証枠が拡大

## 先端設備等導入計画 対象事業の概要

対象者：中小企業等経営強化法上の中小企業者

対象設備：機械装置、測定・検査工具、器具・備品、建物付属設備、ソフトウェア等

要件：年平均3%以上の労働生産性向上を見込む計画であること

申請方法：下記必要書類を揃え、草津市へ提出してください。

①認定申請書 ②先端設備等導入計画 ③認定支援機関による確認書

④工業会証明書 ⑤納税証明書

(なお、③の確認書発行については、草津商工会議所にて受け付けることができます。)

その他：先端設備等導入計画の記入例等、詳細は下記ホームページを参照ください。

本件問合せ先：

草津商工会議所 業務指導課

TEL 077-564-5201 FAX 077-569-5692

詳しくは右のQRより、草津市ホームページをご覧ください。

